

平成二十年六月十八日提出
質問第五七四号

後期高齢者医療制度導入による国庫負担等に関する質問主意書

提出者
山井和則

後期高齢者医療制度導入による国庫負担等に関する質問主意書

後期高齢者医療制度導入による、平成十九年度と平成二十年度の国庫負担等について、次のとおり質問する。

一 国民健康保険の支援金のうち、国の負担は、平成十九年度、平成二十年度において、それぞれいくらか。また、その増減はいくらか。

二 国民健康保険の支援金のうち、都道府県の負担は、平成十九年度、平成二十年度において、それぞれいくらか。また、その増減はいくらか。

三 政府管掌健康保険の支援金のうち、国の負担は、平成十九年度、平成二十年度において、それぞれいくらか。また、その増減はいくらか。

四 質問一と質問三より、国の負担の小計は、平成十九年度、平成二十年度において、それぞれいくらか。また、その増減はいくらか。

五 後期高齢者医療の給付費の公費負担（約五割）のうち国の負担は、平成十九年度、平成二十年度において、それぞれいくらか。また、その増減はいくらか。

- 六 質問四と質問五より、国の負担の合計は、平成十九年度、平成二十年度において、それぞれいくらか。また、その増減はいくらか。また、老人医療費に占める割合は、それぞれ何%で、その増減は何%か。
- 七 前期高齢者納付金と退職者拠出金の差し引きについて、国民健康保険、政府管掌健康保険、組合健康保険、共済組合について、それぞれいくら増減があつたか。
- 八 後期高齢者支援金と前期高齢者納付金の導入により、国民健康保険、政府管掌健康保険、組合健康保険、共済組合について、それぞれいくら財源が必要となるか、あるいは不要となるか。
- 九 国民健康保険については、後期高齢者支援金と前期高齢者納付金の効果により、いくら負担が減少したか。さらに、国民健康保険の保険料はいくらが、後期高齢者の保険料を差し引くと、実質、負担減となるか。
- 十 国民健康保険については、五〇〇〇億円の負担減となっているが、これに伴い、国民健康保険の保険料が下がっている自治体はあるか。あるならば、その数と市町村名をお教えいただきたい。
- 十一 国民健康保険の五〇〇〇億円の負担減について、国と都道府県の負担を差し引くと、残りは市町村の負担減と考えられるが、いくらか。

十二 質問十一より、これほど市町村の財政負担が下がっているのに、国民健康保険の保険料が下がっている自治体がないのは何故か。

右質問する。